

## 第6号議案 権利義務承継契約の承認について

当組合が高知県園芸農業協同組合連合会（以下「園芸連」という。）の権利義務を承継することについては、平成28年12月22日に統合参加12JAと統合参加連合会（3組織）間で締結された高知県JA統合にかかる機能移管に関する覚書（第2条）並びに平成29年1月18日に開催された12JAの合併総（代）会において、合併の決議（合併契約書の承認）とともに決議された統合経営計画書における「12JAが1つに合併したら、園芸連は会員の整理を行い、その後速やかに県域JAに権利義務を包括承継します。」との定めにより行うものである。

園芸連では、当組合以外の会員がその持分の全部を当組合に譲渡して脱退したことにより、平成31年3月20日に会員が当組合のみ（1会員）となったことから、農業協同組合法第70条第1項の規定により当組合が園芸連の権利義務の一切を承継することし、令和元年5月23日に別紙のとおり権利義務承継契約を締結した。

本議案は、令和元年9月1日を園芸連から当組合への権利義務承継の実行日（登記日は翌9月2日）とすること等を内容とする権利義務承継契約の承認を求めるものである。

### 1. 権利義務の承継を行う理由

わが国が人口の減少や超高齢社会を迎えるなか、JAを取り巻く環境にあっても組合員の減少・高齢化による農業生産基盤の弱体化、それに伴う事業量の減少がさらに進むことが予測される。そこでJAグループでは、農業者の所得増大と地域の活性化のために、自己改革の取組を全国的にすすめている。

本県でも、組合員の所得向上と地域社会への貢献をめざす自己改革を実現するため、JA・連合会・中央会の人材や資金、施設等の経営資源を集中させ、総力を結集する「県域1JAの実現」をその手段と位置づけ取り組んできた。その結果、平成31年1月1日に県下12JAが合併し、JA高知県が発足した。

今回、令和元年9月1日を実行日とする園芸連からJA高知県への権利義務の包括承継については、園芸連の全ての事業を県域JAへ移管することにより、園芸品の一元出荷体制の堅持による販売力の強化と農家組合員の所得拡大を図る機能・体制を備えることとなり、このことが組合員に対して将来にわたって農業振興や地域貢献に必要な事業・サービスを提供し続けていくために必要不可欠なものと認識している。

なお、平成31年3月20日時点で園芸連の会員はJA高知県のみ（1会員）となっており、農業協同組合法第70条第1項に規定された権利義務承継の条件を満たしている。

### 2. 権利義務承継契約の内容

別紙「権利義務承継契約書」のとおり。

### **3. 園芸連の会員に対して支払をする金額**

園芸連の会員は1人（当組合のみ）のため、当該会員に対して支払う金銭等はない。

### **4. 園芸連の最終事業年度の決算関係書類の内容等**

園芸連の最終事業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表、事業報告及びこれらに関する監事の監査報告の内容は、別紙のとおり。

なお、園芸連の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はない。

### **5. 当組合の最終事業年度の末日後における重要な財産の処分等**

当組合の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はない。

# 権利義務承継契約書

令和元年5月23日

高知県農業協同組合

高知県園芸農業協同組合連合会

## 権利義務承継契約書

高知県農業協同組合（以下「甲」という。）と、高知県園芸農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、権利義務の承継について、次のとおり契約を締結する。

（理由）

第1条 平成31年3月20日に乙の会員が1人となったため、農業協同組合法第70条の規定により、甲が乙の権利義務の一切を承継するものとする。

（承継日）

第2条 乙から甲への乙の権利義務承継の実行日（以下「承継日」という。）は、令和元年9月1日とし、これにかかる登記については、甲が令和元年9月2日に行うものとする。

（財産の引継ぎ）

第3条 乙は、承継日の前日現在の貸借対照表を権利義務承継の引継財産の基準とし、承継日において、その資産、負債、その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

② 前項の財産の引継ぎは、甲乙が協議のうえ一定の基準を設定して乙が決算を行い、貸借対照表を遅滞なく作成して行うものとする。

（利益準備金等）

第4条 甲が乙から承継する純財産の帳簿価額のうち、承継日直前の乙の事業年度に係る確定決算後の利益準備金及びその他利益剰余金は、それぞれ甲の利益準備金及びその他利益剰余金とする。

（善管注意義務）

第5条 乙は、本契約の締結日から承継日に至るまで善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議し合意のうえでこれを行わなければならない。

（損害賠償責任）

第6条 権利義務承継後、第3条の書類及びこれに付随する証憑書類に誤謬、脱漏があり、又は引継財産に隠れた瑕疵があったため、甲が損害を蒙ったときは、その責任の生じた当時の乙の役員が個人の資格において連帯して賠償の責任を負うものとする。

② 前項の賠償責任は、承継日から2年以内にその請求を行わないときは消滅する。ただし、故意または重大な過失による場合は、この限りではない。

(乙の最終事業年度に係る配当等)

第7条 乙の承継日の前日を含む最終事業年度に生じた剰余金は、配当しないこととする。

(退任役員に対する退職慰労金)

第8条 権利義務承継に伴い退任する乙の役員に対する退職慰労金は、乙の役員退職慰労金引当基準に基づき計算した金額を支給する。なお、各退任役員への配分については、乙の理事会（監事については乙の監事の協議）に一任する。

(職員の引継ぎ)

第9条 承継日現在の乙の職員は、全員を甲が引き継ぐものとし、その勤続年数については、乙における在職年数を通算する。

(承認手続)

第10条 甲は、令和元年6月27日開催の総代会において本契約書の承認を決議するものとする。

② 乙は、令和元年6月26日開催の総会において本契約書の承認を決議するものとする。

(契約の変更又は解除)

第11条 本契約の締結日から承継日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ承継の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(規定外事項の協議)

第12条 本契約に定めのない事項であって、権利義務承継上必要と認める事項が発生した場合は、本契約の趣旨に反しない限りにおいて、甲乙協議のうえ決定することができるものとする。

(効力発生)

第13条 本契約は、第10条に定めるところにより、甲の総代会及び乙の総会の承認を得、かつ、行政庁の認可を受けたときに、その効力を生じるものとする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年 5 月 23 日

高知県高知市北御座 2 番 27 号  
甲 高知県農業協同組合  
代表理事組合長 武政 盛博 ㊟

高知県高知市仁井田字新港 4706 番地 4  
乙 高知県園芸農業協同組合連合会  
代表理事会長 弘田 憲一 ㊟

# 業務報告書

第70年度  
(平成30年度)

平成29年9月1日から  
平成30年8月31日まで

高知県園芸農業協同組合連合会  
高知市仁井田字新港4 7 0 6 番地 4

これらの情勢に対し、エコシステム栽培の登録管理と出荷取引先の拠点化による販売優位性の確保とブランド力の向上、県共計・計算コードの集約による出荷ロットと販売メリットの拡大、予約的相対取引による安定価格と実需顧客の確保、買取販売による加工業務需要への対応、販促・宣伝活動の重点実施による販売先・実需者との取引拡大、集出荷場版GAPの実施推進による販売トラブルの削減、野菜価格安定事業への加入による再生産の支援、優良種苗の確保・供給による生産確保などに取り組みました。

当期の事業取扱は、販売取扱量が青果物・花きのいずれも前年・計画を下回りましたが、特販を併せた販売事業取扱額は6,269.4百万円(前年比100%、計画比100%)、種苗等の購買事業取扱額は野菜育成苗を主体に4,200百万円(前年比96%、計画比97%)、事業総取扱額は6,311.5百万円(前年比100%、計画比100%)となりました。また、再生産を支援する野菜価格安定事業の価格差補給金は、303百万円(前年比111%)を交付しました。

これらの結果、当期の事業利益は1,694.415千円(前年比76%、予算比181%)、経常利益は1,782.77千円(前年比77%、予算比176%)、当期剰余金は1,257.48千円(前年比78%、予算比182%)となりました。

当年度事業の実施推進に対し、賜りました会員各位の格段のご協力並びに関係各位のご支援を感謝申し上げます、厚くお礼申し上げます。

当会として解決し対処すべき重要課題及び重要な対応方針は、次のとおりです。

- ① 大型台風・猛暑など気象災害と難防除病害の発生に伴う生産の減少、担い手・雇用労力の不足、平野部と中山間の地域連携による周年出荷の減少に対し、生産者所得の確保拡大をはかる支援対策の強化が重要です。  
このことに対し、高品質・多収穫等をはかる環境制御技術の早期普及、中山間の生産振興と水田活用をはかる有望品目の提案と栽培推進、高知県及び農協・生産組織と連携した生産現地検討会・交流会等による生産改善・難防除病害対策の取組支援、出荷包装規格の簡素化と包装作業の機械化の実施推進、高知県及びJAGグループと連携した担い手・雇用労力対策、農作業機械開発の支援等を強化します。
- ② 県域共販による販売取扱量を確保し、取引先市場への計画安定供給による販売力の強化をはかることが重要です。  
このことに対し、系統ブランド力を高めるエコシステム栽培の登録管理と同栽培品の出荷取引先の拠点化、顧客を安定確保する予約的相対取引及び契約取引の実施、県共計の販売メリットを高める実施要領と仕組の継続的検証と整備、販売目標単価の設定・活用、県外・新設事務所を加えた地域間競争による営業高単価の強化、規格外品等の買取販売による販路開拓と商品開発、安定輸送力と輸送品質の確保等を強化します。
- ③ 出荷品の品質・鮮度を確保し、消費市場の信用・信頼に応える生産者・農協・園芸連の責任を具たす取組の強化が重要です。  
このことに対し、安全を保障する出荷前の残留農薬検査の連携推進、販売トラブルの予防と食品安全・環境保全・労働安全をはかる高知県版GAPの実施推進、出

## 事業概況書

第70年度(平成29年9月1日から平成30年8月31日まで) 事業概況書

### 1 連合会の事業活動の概況に関する事項

#### (1) 事業の概況

当期の国内経済は、持続的な経済成長と一億総活躍社会の実現を目指す政策推進によって雇用・所得環境の改善が進み、個人消費や設備投資が回復に向かう中で、6月大阪北部地震、7月西日本豪雨など甚大な自然災害の影響を受けました。一方、海外経済は、アメリカ政権の自国第一主義の経済・通商政策によって中国をはじめとする貿易摩擦の悪化による世界的な経済縮小への懸念が拡大し、先行きの不透明感が強まりました。

農業を取り巻く情勢は、農業競争力強化支援法による農業改革の政策プログラムとして決定した生産者に有利な流通・加工構造の確立、卸売市場法の改正、収入保険制度の導入などが進められました。また、TPP11と日EU・EPAの発効、アメリカとの2国間貿易交渉への移行など農産物についても輸入圧力が強まりました。

青果物・花きの情勢は、高齢化と人口自然減による購入単位と消費量の縮小、食の外食化・個食化など社会・消費構造の変化による加工業務需要の拡大、大手小売店の寡占化と低価格取引の定着化、生産者と実需者・流通事業者との直接取引の増加、稲作産地での野菜の生産拡大などから、系統共販と市場販売価格への影響が引き続き強まりました。また、流通取引の主体となる卸売市場は、卸売市場法の改正を見据えた低温・加工施設の整備検討、産地出荷団体によるパートナー卸売会社の選定・連携が進みました。

当年度は、生産者の所得向上と園芸農業の持続振興を起点とした事業方針・計画に基づく運営を行い、一元出荷と県共計による販売の強化対策、県外事務所の新設による営業・取引の強化対策、系統の優位性を高める供給力の強化対策、農協・生産組織との連携・共有による生産流通の重点対策などに、有言実行をモットーに高知県産業振興計画や関係機関と連携し取り組むとともに、業務の効率化と経営の健全化に努めました。また、JA高知県への合併・機能統合に向けた内部統制の確立、販売事業体制の構築と機能整備の協議を進めました。

生産出荷は、施設栽培品目を中心に4年連続で9月～10月期に大型台風・曇雨天の被害を受けて作付けが減少したほか、12月～2月期の記録的低温、6月～7月期の長雨・豪雨によって、ほぼ全期間を通じて作柄が悪化し前年度を下回りました。加えて加温用重油など生産経費の増大が生産者の経営を圧迫しました。販売価格は、年度初期と野菜の作況・入荷が回復した4月～5月期に前年度を下回った以外は、入荷の減少から高値推移となり、果実はみかんをはじめ全般に品質の不安定であったものの、生産・出荷量の減少から堅調に推移しました。一方、花きは全期間で気象要因に伴う作期の振れによって需要期に合わせた供給ができず厳しい状況となりました。

荷包装規格の点検と作業管理の指導支援、取引先・顧客への生産管理情報・証明書等の提供に農協と連携して取り組みます。

- ④ 専門県連として会員農協・生産者の付託に応え役割を果たすための健全経営とJA高知県への合併・機能統合に向けた対応が重要です。  
このことに対し、JA高知県に法人組合員として加入するJA・専門農協を含めた県域の一元出荷販売と県共計を堅持する販売事業体制の強化、JA高知県への事業移管・包括承継と内部統制の確立に取り組みます。

#### 【部門別の概況】

##### ① 販売営業部

<営業一課・営業二課・営業三課>

ア. 販売取扱量の確保と県域調整による出荷販売は、販売・営業対策会議(4回)、品目販売会議(26品目・延べ49回)を計画的に開催し、月次の出荷・販売取引計画と期別の重点出荷・販売対策、課題の改善対策等を協議と協議・共有して実施推進したほか、農協品目部会等に出席し取扱量の拡大に農協と連携して取り組み、個産品(高知なす・米なす計650)、前年比101%)の取扱を行った。また、施設栽培・果菜品目を主体に収穫・出荷期間の延長を推進したが、台風被害等も加わり野菜・果実・花きの取扱量はいずれも前年を下回り課題を残した。

イ. 重点地域・品目拠点出荷と計画販売は、京浜・京阪神・中京を重点地域とした農協(支所・場)と品目拠点取引先の固定化を品目販売会議で協議・確認し実施推進するとともに、固定枠(70%)と調整枠(30%)等による取引提案と協議を行い、取引結果の検証を加え販売価格の確保・向上に努めた。野菜価格安定事業の対象13品目は、加入予約に基づいて事業効果につなぐ対象市場への計画供給に取り組んだ。また、流通コスト削減は、農協(支所・場)の出荷計画と出荷先の取引計画との調整による出荷荷口の大型化をはかり、貸切トラック・JRCコンテナの計画利用に取り組んだ。

ウ. エコシステム栽培品目を主体とした品目拠点出荷による販売促進は、対象品目(25品目58,005)、前年比106%)の組み合わせによる実需者を含めた取引提案、出荷取引先の拠点化(15社)による計画供給、取引の定着と拡大に努めた。また、新需要開拓マーケティング事業による野菜・果実の加工業務や花きを含めた輸出拡大をはかる取引要請に出荷対応したほか、国産花きイノベーション推進事業による県産花きの展示・PR等に参画し消費需要の拡大に取り組んだ。

エ. 予め数量・規格・価格を設定する予約的相対取引は、実需顧客と価格を安定確保するため、品目販売会議での取引計画の協議・確認、消費地販売会議と取引先との営業高単価をもとに野菜15品目20,223)、前年比103%、対象品目・出荷量の28%、花き2品目15千2)前年比88%、前年2%)で実施した。また、最近3年間の販売単価を基礎とした別販売努力目標単価は、主要品目・栽培作型で月次検証・確保に努めたが、野菜8品目・8作型(全21品目・25作型のうち)、果実1品目・1作型(前年5品目・5作型)で達成できなかった。

オ. 国のガイドラインに準拠した集出荷場版GAPは、管理基準を第2版に移行し、同基準に基づく作業工程・内容ごとの確認・点検(延べ60回巡回)と継続的改善、異物

<p>混入・品質トラブルの削減に農協と連携し取り組んだ。選果選別包装規格に基づく品質の確保と平準化は、農協（支所・場）を計画的に巡回し、出荷品の点検と改善を農協と連携して行うとともに、農協品目部会等の目慣らし会（20品目延べ23回）に出席した。また、県共計実施要領に基づく検査評価（延べ283回）、品目販売会議や土佐会・研究会と連携した消費地販売会議で出荷品の抽出評価（22品目・延べ39回）を行い、選果選別包装規格に基づく作業取扱いの実施を推進した。</p> <p>カ、野菜9品目の県共計の実施推進は、県販売メリットを高める県共計実施要領総則・品目細則を改正実施し、計算コードが未集約の4品目のうち3品目（高知ピーマン・にら・普通しょうが）は、エコシステム栽培への集約を到達条件とすることで台意を得たほか、「ししとう」は作型（促成・雨よけ）による集約に向けた農協・生産組織との協議を継続した。既集約の5品目（きゅうり・高知なす・小なす・米なす・オクラ）は予約相対取引（13.911<sup>1</sup>）、前年比102%）、出荷荷口（送り状1件当たり26個、前年比103%）等の実績を検証した。同要領総則による異物混入による事故保留金の適用は、5品目・延べ17件（前年度、5品目・延べ16件）となり、予防管理に課題を残した。また、同要領・出荷規格に沿った選別包装作業の指導、消費地販売会議・調査による選果選別包装規格の販売取引への適合確認等を行った。</p> <p>キ、販売トラブルの予防は、品質・鮮度の保持をはかる冬期の防寒包装、春夏期の予防処理を実施推進するとともに、取引先市場等で発生した品質低下や異物混入の原因究明と改善対策の実施を農協と確認し、再発防止を指導推進した。また、課題品目のトラブル発生状況と予防対策の実施を園芸ネット（13品目・延べ43件）等で農協に提供し削減に努めたが、野菜・花きの発生件数はいずれも前年を上回った課題を残した（野菜432件・前年比145%、果実42件・前回10%、花き352件・前回128%）。</p> <p>ク、流通取引に適合する選果選別包装規格の見直しは、作業の合理化をはかる等級規格の一部廃止（高知ピーマン「ASJ」と出荷荷姿の変更（小なす・5合わせを10合わせに変更）、販売価格の確保をはかる長さ・容量規格の変更（オクラ「A」M）、等級表示規格の変更（みょうが・50gトレイ、「A」を「A」に変更）を行った。また、青果物の土佐会・研究会、花きの協議会と連携して出荷販売の改善対策を協議・確認し、取引強化に努めた。</p> <p>ケ、農協・生産組織との連携は、品目販売会議を計画的に開催し、農協の出荷計画に対する月次・期別の実績評価と重点実施対策を協議・共有して推進するとともに、農協の販売会議・生産組織会議等へ出席（延べ389回）した。県域統合JAに向けた協議は、販売事業作業部会等で販取販売事業の内部統制や債権保全に係る業務要領等の具体原案の整備に取り組んだほか、県域品目部会運営要領を設定し同部会の設置準備を進めた。また、青果物・花きの販売取引検討会を開催し、次年度に向けた出荷販売の改善課題と対策等の意見・情報交換を行った。</p> <p>コ、出荷・販売情報の収集・提供は、野菜9品目の県内作柄予測等に基づく週間情報を取引先に提供し営業協議に活用したほか、主産県との交流会議（冬春ピーマン、冬春なす、小ねむぎ等）で得た他県産地情報、全国連・県外事務所が収集した主要品目・主産地の生産出荷情報を園芸ネット等で農協に提供した。</p>	<p>② 特産営業部  <b>&lt;特産営業課&gt;</b></p> <p>ア、販売取扱い量を確保する直販の取組は、特産販売会議（4回）・品目販売会議（27回）で直販会社・特定顧客等との確決取引や契約取引に対する県共計並びに農協からの買取取扱い計画の提案・確認をともに、仕入先農協等との期間・週ごとの協議・調整により行った。また、加工業務需要や消費者への直接販売等に対する規格外品・特産果実等の系統乗せ、農協の選別包装作業を支援する包装施設での受託作業等を実施推進し、取扱量の拡大に努めた。</p> <p>イ、規格品・規格外品の買取販売は、県共計並びに農協からの買取計画と直販会社等との商談・取引計画をともに取り扱い、規格外品は新規品目を含め加工業務向け（にら・5kgバラ、なばな・3kgバラ、根切りねぎ・5kgバラ等1,395<sup>1</sup>）、前年比108%）及び量販店等実需者向け（摘果きゅうり等27<sup>1</sup>）、前年比100%）に行った。契約取引は、加工原料果実（うんしゅうみかん79<sup>1</sup>）、前年比167%）を取り扱った。また、契約栽培による加工わさびは、高知県との連携による栽培支援（2.2ha、前年比76%）に取り組んだが、低温による作況悪化から取扱量は減少し課題を残した（35<sup>1</sup>、前年比60%）。</p> <p>ウ、契約指定野菜安定供給事業による契約取引は、数量確保タイプに加入予約し（冬春きゅうり150<sup>1</sup>）、直販会社との販売取引を行い（県内加工会社1社40<sup>1</sup>）、前年比61%）、契約量（300<sup>1</sup>）を確保するとともに、事業対象期間の市場販売価格の持ち直しから一部が補給金の対象となった。</p> <p>エ、独自規格商品の取扱は、包装施設・機器等による17品目48タイプ（みょうが2個トレイ、土佐甘とう50gトレイ・100g袋等683<sup>1</sup>）、前年比101%）の規格化作業を行った。また、インターネット販売（龍馬マルシェ）の取扱商品の拡大（16品目・33タイプ）と広告掲載、消費者へのダイレクトメールによる特産果実を中心とした取扱拡大に取り組んだ。</p> <p>オ、農協直販所との連携は、地場産品（2農協・3カ所）を県・東京アンテナショップへ買取販売（8<sup>1</sup>）、前年比84%）したほか、直販所が不足している果実品目等の県内外市場での仕入・供給取扱いを行った。農協の加工製品（8農協・26品目）は、サンプル提供等により取扱を行った（54<sup>1</sup>）、前年比86%）。また、県域JA統合に向けた取組は、販売事業作業部会で買取・直販事業に係る取引窓口の集約、債権保全要領等の原案を協議したほか、大規模直販所の設置検討会議に参加し、店舗運営計画等の検討を行った。</p> <p>カ、販路開拓は、関係機関が主催する商談会に参加（東京・大阪、2回）し実需者への提案を行うとともに、中食・業務需要への商談・取引は、特産品（土佐甘とう、ゆず等）を中心に行った。県内企業・JAグループ・集落営農組織、12地域プロジェクトチームとの連携による取組は、加工用品目の新規生産（じゃがいも・キャベツ等1<sup>1</sup>）と出荷販売のほか、地域特産品目の掘り起こしをはかった。また、宅配事業者の販売決済システムに利用者登録し、小口・新規取引等に係る債権保全と業務の効率化に取り組んだ。</p> <p>キ、包装施設の運営は、買取販売品の選別包装作業を優先した作業調整をともに、農協の選別包装作業の受託・支援（3品目49<sup>1</sup>）、前年比86%）、閑散期の農協への委託作業（土佐甘とう）を行った。また、設備機器・使用資材等の安全・衛生管理と集出荷場</p>
<p>販GAPの管理基準に沿った作業点検と改善、設備機器の定期保守を行った。</p> <p>③ 園芸振興部  <b>&lt;園芸振興課&gt;</b></p> <p>ア、系統の優位性確保をはかるエコシステム栽培の生産拡大は、農協と連携してにら・ししとう等の新規登録を推進し、26品目・4,645F（前年比111%）、886ha（前回106%）の審査登録と要領に基づく農協の管理状況の点検を行ったほか、JA高知県への事業移管に向けて審査登録要領を改正し、認証方式を登録方式に変更した。出荷品の安全確認は、出荷前の残留農薬検査をJAグループと連携して推進したほか、抽出自主検査（O-157、野菜9品目・12件）による点検、取引先からの照会・要請に対する栽培管理基準表や生産地証明書などの生産管理情報（222件、前年比75%）の提供を行った。</p> <p>イ、県域の計画生産をはかる園芸作目生産出荷指標の検証は、農協別生産出荷計画に対する経過実績を把握し改善対策の実施推進に努めたほか、次年度生産出荷計画は前年度調査の農協意向計画に対する修正内容を確認し設定した。指標に代わるJA高知県の園芸販売事業の基礎とする生産出荷計画は、策定指針を設定したうえで毎年度定期的に品別に栽培実面積・農家戸数を、法人准組合員として販売事業を利用するJA・専門農協を含め把握する方向を生産振興委員会と協議・確認した。</p> <p>ウ、生産性の向上と生産者の所得向上の支援・取組は、環境制御による高品質・多収穫技術等の普及をはかる生産現場検討会（野菜9品目・16回、果樹8品目・11回、花き1品目・1回）を高知県・県園芸研究連合会・県ゆず振興対策協議会等と連携して開催したほか、課題品目の改善対策を共有する生産者交流会（4品目・4回）を主催または高知県と共催した。また、生産技術の改善向上をはかる園芸品展示品評会を第9回園芸フェスタと同時に開催（合計出展数666点、野菜396点・果樹133点・花き137点）するとともに、単為結果性・なす品種の有望性の比較検討、農協生産組織・研究会等への活動費助成、果樹樹研究協議会が主催する秋季果実展示品評会の支援を行った。</p> <p>エ、購買品の斡旋取扱は、予約受注による優良種苗や販売資材等の安定供給に取り組み、野菜育苗は、県種苗センター等育成元の生産管理状況を巡回・確認し、優良苗の確保・供給に努めた（2,218千本、前年比113%）。また、高知県育成の独自野菜品種は、育成苗供給に対し奨励措置（なす・ピーマン・ししとう計112千本）を行ったほか、県ゆず振興対策協議会と連携し優良系統樹木の提供配布を行った。</p> <p>オ、市場価格低落時の再生産リスクの緩和は、野菜価格安定事業の加入予約を指定野菜（冬春きゅうり等5品目43,310<sup>1</sup>）、契約指定野菜（冬春きゅうり150<sup>1</sup>）、特定野菜（にら等9品目13,493<sup>1</sup>）で行うとともに、県青果物基金協会と連携して補給金の交付（303,130千円、前年比111%）、園への指定産地要件の見直し等の要請、研修会等による農協業務の適正処理の指導を行った。収入保険制度への対応は、生産者負担金の洗替え方法の変更、生産者の野菜価格安定事業への加入意思の確認方法を販売・営業対策会議等で協議した。果樹対策は、県果実生産出荷安定協議会等と連携し、果実計画生産推進事業、果樹経営支援対策事業等を支援推進した。また、JAグループと連携し県域担い手サポート連絡協議会による県域企画応援事業を推進したほか、農商工連携による雇用労働力不足対策の研究・協議に参加した。</p> <p>カ、生産情報の提供・活用は、主産農協の協力を得て、野菜9品目の作柄・出荷予測を</p>	<p>週ごとに、野菜5品目の栽培現地・定点画像を定期的にそれぞれ収集し、園芸ネット等で提供したほか、販売営業部と連携し販売取引に活用した。また、全国主産地の生産・出荷動向を全国団体等から収集し、販売・営業対策会議等で農協に提供した。</p> <p>④ 物流企画部  <b>&lt;流通企画課・電算情報課&gt;</b></p> <p>ア、青果物の総合・品目宣伝による販売促進・宣伝は、取引先市場と実需者との取引拡大をはかるため、販促協力店（27社）を中心とした活動に重点化し、同店を招待した産地交流・商談会、生産者や専属的マネキン派遣の試食宣伝（21品目、延べ156回）等による販促フェアの支援・協賛（延べ2,724店）を行った。また、販促・宣伝資材の作成（13品目・レシピ460枚等）・提供、料理家投稿サイトを利用した高知野菜料理コンテスト（9品目）や記念日に合わせた販促（野菜4品目）、エコシステム栽培品や特産果実をアピールするイベント等の実施・協賛を行った。花きは、東京・大阪・名古屋花き協議会等と連携した展示商談会・販促企画への花材提供、PRイベントへの協賛を行ったほか、国産花きイノベーション推進事業による花育アレンジメント教室や高知空港等での展示、第9回園芸フェスタでの花いけバトル等、需要拡大に取り組んだ。</p> <p>イ、高知県等と連携した新需要開拓マーケティング事業は、協力販路店（京浜・京阪神・中央・東北、8社）を主体にエコシステム栽培品目や特産果実の生産者やマネキン派遣の試食宣伝（27品目・延べ371回）等を行うとともに、販路開拓・拡大強化事業による販売取引先（7社・8件）との業務委託に基づく業務需要の掘削、オランダでの花き展示商談会、シンガポールでの青果フェア等で輸出促進活動を連携支援したほか、新年度の業務委託事業（7社・8件）の取組に対応した。また、第9回やさい・くだもの・花フェスタを園芸品展示品評会と同時に開催し、エコシステム栽培の取組アピール、食育・花育等の総合PRに取り組んだ。県輸出促進事業は、取引先市場を通じた輸出事業者との商談、台湾・シンガポール・タイでの販促フェア等により特産野菜・果実の取引の定着拡大に取り組んだ。</p> <p>ウ、安定輸送の確保は、トラック・鉄道（JRコンテナ）・航空の元請輸送体制を継続するとともに、県共計・計算コードの集約に伴うトラック運賃料金の値下げ改定（きゅうり・高知なす△5円/箱）を継続適用し、新たに同改定料金を適用（にら、5月）したほか、高知龍馬マラソン（2月）の大規模交通規制に対する発送遅れの防止対策を行った。また、集荷専用パレットによる農協（支所・場）の集出荷作業と輸送取扱いの効率化、利用実績に基づく推進措置（1,430千個、前年比100%）、同パレットの紛失防止をはかる農協現場や県内取引先市場の利用実態調査と前同市場での管理方法の改善に取り組んだ。</p> <p>エ、出荷販売計画と輸送計画に基づく園芸流通センターの運営は、集配送施設の受入・仕分等作業と低・定温管理（8,441千個、前年比96%）、保管調整施設の受入・保管（2,353<sup>1</sup>、前回97%）を行うとともに、自動搬送設備は第3期・第1年次の補修工事、作業設備・機械部品の老朽化等に伴う更新・修繕を行った。また、太陽光発電システムは、月次発電量と買電使用量を比較し、二酸化炭素排出削減等の実績・効果を確認した（134kWh、前年比99%、二酸化炭素排出量換算△53<sup>1</sup>）。</p> <p>オ、出荷包装資材の規格設定・管理は、段ボール箱の低コスト原紙規格（AK210、JK210）</p>



を継続するとともに、低コスト化をはかる新強化中芯の流通試験と検証（高知なす・袋詰12kg容量）、出荷販売計画に基づく段ボール箱等の規格・意匠の設定・変更（13品目・19件）のほか、ステーパー不使用の点検確認（12回）、品目販会議での抽出出荷品による規格・意匠の点検確認（19品目・30回）、農協納入段ボール箱の抽出による調査・強度試験（4品目・26件）等を行った。JA高知県に向けた出荷包装資材の表示変更は、移行計画に基づいて当会マークと一体表記する標語「高知の恵み」を設定し、農協・資材協力会社に通知するなど切替準備を進めた。

カ、農協・取引先市場とのネットワークと専用システム・機器の運用管理は、ベジフル（青果物）・フロリス（花き）・JA共用ネットワークによるデータ交換・処理、防災対策としてデータ処理機器の更新と農協電算センターへの設置、運用効率を高めるための市況・出荷等のデータ処理に係る機能改修を行ったほか、生産者向け市況情報提供システムは、機能修正を行い農協利用を推進した（1農協導入）。JA高知県に向けた内部統制の整備として、農協（支所・場）での出荷発送時の輸送会社との受渡・受取確認試験を行った。また、県共計プル計算は、県共計実施要領の改正に係るシステム変更とともに、所定期日内のデータの照合・確認と処理等を行った。

キ、事業計画・取組を共有し実施推進をはかる会議・行事は、園芸品販売拡大推進大会（高知県と共催）、農協園芸生産組織代表者会（6農協）、園芸生産女性代表者交流会を開催した。また、次年度計画する「1977年の歩み感謝会」の準備、「195周年記念誌」の発刊作業を進めた。県域JA統合に向けた取組は、大規模直販所の建設に係る事業実施主体となり高知県への補助金申請（平成29年度高知県中山間地域所得向上支援事業）を行い、全農県本部に施工代行を委託し、実施設計等に基づいて建築工事の請負事業者を決定・工事に着手した。

ク、農協との園芸情報ネットワークは、当会部門ごとの業務計画（438件）の提供等を行うとともに、ラジオ放送では市況情報や当会の事業取組等を提供した。ホームページは、イベントや新規レシビ、量販店等での試食宣伝計画を随時掲載（11千件閲覧）するとともに、フェイスブックでは販促活動を中心に事業アピールに努めた（93千件閲覧）。また、消費者・実需者からの苦情等の直接照会は、事実確認をもとに農協等と連携して対応・解決した（20件、前年比87%）。

⑤ 総務部

<総務課・経理課>

ア、法令順守態勢は、部課・所ごとの自主検査（月次）と内部監査（3月）による適正な業務実施の確認、コンプライアンス研修による個人情報保護法や独占禁止法等関係法令・規程の周知を行うとともに、諸規程等の改正・整備と周知を行った。安全衛生管理と職場環境の改善は、衛生委員会の協議（毎月）をもとにインフルエンザ予防接種（全役職員）、メンタルヘルス研修やストレスチェックの実施、施設・設備の点検・保全等に取り組んだ。JA高知県に向けた取組は、JA職員の意向を受入れるとともに、県域JA体制専任者を継続配置し、販売事業の内部統制の確立を主体として販売事業作業部会や農協個別協議等により業務規程・要領の整備・統一等に取り組んだ。また、梱包資材の表示変更に必要な金属印刷の更改を当会が一括実施することを決定し、対象印刷の実態把握など委託事業者の選定に向けた作業を行った。

イ、大規模地震・津波災害に備える危機管理は、津波避難訓練（3回）、安否確認メール

返信訓練（毎月）、防火訓練と緊急事態対応訓練、救急救命訓練等を行ったほか、事業継続計画及び大規模地震対策マニュアルを業務実態に整合するよう変更した。販売代金の債権保全は、取引先の債務不履行リスクに備える青果物・花き市場取引信用補償制度、青果物等直販取引信用補償制度に継続加入した。また、仙台・金沢・広島に事務所開設（4月、従たる事務所でない）を行い、東京事務所の移転計画は、豊洲新市場の安全宣言（7月）を受け、業務機器・備品の手配等移転準備を進めた。

ウ、予算統制と目標管理は、月次の部門別損益管理を行い、事業計画・実績の進捗を管理職会で検証し、課題の改善対策を共有して取り組んだ。ISO環境マネジメントシステムは、環境方針に基づく目標管理と継続改善が事業・業務と一体運用できていることを検証したうえで、認証を返上した（3月）。また、理事者による合同及び単独の主要取引先への販売要請並びに市場調査を定期的の実施した。

エ、教育研修と人材育成は、JA教育研修センターの新規採用職員研修、階層別研修及び関係機関の研修へ参加するとともに、個別目標管理の階層別オリジナル研修のほか、JA職員資格認証の取得を実施推進した。また、農協担当者の専門職能研修として販売・普農対策会議（4回）、園芸販売実務者研修会、新任園芸販売担当者研修会、野菜価格安定事業研修会を開催した。

貸借対照表

貸借対照表

(高知県園芸農業協同組合連合会)  
第70年度(平成30年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金	額	
(資産の部)			
I 流動資産			2,550,051
1. 現金		746	
2. 預金		1,981,506	
系統預金	1,928,620		
系統外預金	52,885		
3. 事業未収金		419,737	
購買未収金	66,917		
センター未収金	131,450		
販売未収金	221,370		
4. 棚卸資産		3,352	
購買品	1,121		
包装資材	2,231		
5. 雑資産		129,164	
未収金	112,976		
立替金	7,240		
仮払金	-		
差入保証金	5,246		
前払費用	3,702		
6. 繰延税金資産		18,630	
7. 貸倒引当金		△3,088	
II 固定資産			2,199,852
1. 有形固定資産		2,026,288	
建物	558,479		
構築物	25,483		
機械装置	227,325		
備品	66,723		
車輜運搬具	1,620		
土地	1,754,120		
リース資産	97,734		
建設仮勘定	6,241		
減価償却累計額	△711,440		
2. 無形固定資産		17,556	
3. 外部出資その他の資産		156,008	
外部出資	138,751		
系統出資	82,661		
系統外出資	56,090		
長期前払費用	1,489		
長期繰延税金資産	19,487		
外部出資等損失引当金	△3,719		
資産の部合計			4,749,905

科 目	金	額	
(負債の部)			
I 流動負債			1,302,658
1. 事業未払金		927,354	
販売未払金	744,423		
購買未払金	66,569		
センター未払金	68,285		
未払運賃	48,076		
2. 事業未精算債務		192,002	
販売收受金	192,002		
3. 雑負債		146,609	
未払法人税等	50,746		
事業預り金	35,809		
受入保証金	47,800		
仮受金	47		
未払費用	4,568		
未払消費税	7,639		
4. 貸与引当金		30,446	
5. 短期借入金		6,243	
II 固定負債			134,675
1. 長期金銭債務		29,348	
長期借入金	-		
リース債務	29,348		
2. 退職給付引当金		70,453	
3. 諸引当金		34,873	
役員退職慰労引当金	34,873		
負債の部合計			1,437,333
(純資産の部)			
I 出資金			902,400
(うち後配出資金)			(-)
II 利益剰余金			2,410,171
1. 利益準備金		772,070	
2. その他利益剰余金		1,638,101	
任意積立金	1,463,170		
物流施設設置積立金	432,270		
種苗供給確保積立金	30,000		
減損会計積立金	700,000		
特別積立金	300,900		
当期末処分剰余金	174,931		
(うち当期剰余金)	(125,748)		
純資産の部合計			3,312,571
負債及び純資産の部合計			4,749,905

損益計算書

損益計算書

(高知県園芸農業協同組合連合会)  
 第70年度 自(平成29年9月1日から)  
 至(平成30年8月31日まで) (単位:千円)

科 目	金	額	
I 事業総利益			922,964
1. 購買事業総利益			15,062
(1) 購買事業収益		389,151	
購買品供給高	389,149		
購買雑収入	1		
(2) 購買事業費用		374,088	
購買品供給原価	373,534		
購買供給費	480		
購買雑費	73		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△60)		
2. センター事業総利益		2,136,722	230,635
(1) センター事業収益			
ターミナル利用料	166,065		
保管施設利用料	1,182		
販売品販売高	1,931,649		
センター雑収入	37,824		
(2) センター事業費用		1,906,086	
販売品販売原価	1,654,263		
センター直接費	210,286		
センター事務経費	34,053		
センター雑費	7,483		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△100)		
3. 販売事業総利益		1,498,038	618,515
(1) 販売事業収益			
受入出荷奨励金	862,460		
販売手数料	634,615		
異共計負担金収入	926		
販売雑収入	35		
(2) 販売事業費用		879,522	
支払出荷奨励金	862,460		
果実奨励金推進費	3,381		
共同計算推進費	1,697		
販売拡大推進費	6,304		
取引強化対策費	4,580		
系統利用推進費	1,130		
販売雑費	△32		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△51)		

科 目	金	額	
4. 異共計事業総利益			0
(1) 異共計事業収益		66,538	
受入負担金	60,106		
計算端数金	417		
受取利息	71		
共計雑収入	5,944		
(2) 異共計事業費用		66,538	
人件費	32,625		
業務費	5,496		
電算経費	14,791		
共計雑費	10		
異共計返戻金	13,615		
5. 流通強化事業総利益		148,865	74,285
(1) 流通強化事業収益			
施設情報利用収入	45,846		
事業稼働受入奨励金	21,482		
消費拡大事業収入	41,191		
異共計情報収入	37,721		
経済雑収入	2,623		
(2) 流通強化事業費用		74,579	
消費拡大事業費	53,500		
総合品目宣伝費	4,020		
広報・大会費	8,938		
青果・花き林間部	5,653		
流通問題対策費	2,465		
6. 価格安定事業総利益		349,018	0
(1) 安定事業収益			
野菜価格安定収入	338,914		
果樹事業収入	91		
契約野菜事業収入	10,013		
(2) 安定事業費用		349,018	
野菜価格安定事業費	338,914		
果樹事業費	91		
契約野菜事業費	10,013		
7. 指導事業収支差額			△15,535
(1) 指導事業収入			
指導事業補助金	-		
(2) 指導事業費用		15,535	
生産拡大推進費	15,513		
巡回指導推進費	22		

科 目	金	額	
II 事業管理費			753,548
1. 人件費		547,589	
2. 業務費		29,918	
3. 諸税負担金		26,045	
4. 施設費		142,534	
5. その他事業管理費		7,461	
事業利益		169,415	9,146
III 事業外収益			
1. 受取利息		565	
2. 受取出資配当金		400	
3. 雑収入		7,949	
4. 外部出資等損失引当金戻入		231	
IV 事業外費用			283
1. 支払利息		198	
2. 棚卸差損		32	
3. 寄付金		53	
経常利益		178,277	
V 特別損失			0
1. 固定資産処分損		0	
税引前当期利益		178,277	
法人税、住民税及び事業税			50,828
法人税等調整額			1,700
法人税等合計			52,528
当期剰余金			125,748
当期末繰越剰余金			49,182
当期末処分剰余金			174,931

剰余金処分案

第70年度(平成30年11月30日)剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金	額
1 当期末処分剰余金		174,931,265
2 剰余金処分額		126,000,000
(1) 利益準備金		26,000,000
(2) 任意積立金		100,000,000
物流施設設置積立金		10,000,000
種苗供給確保積立金		0
減損会計積立金		90,000,000
特別積立金		0
(3) 出資配当金		0
普通出資に対する配当金		0
(4) 事業分量配当金		0
3 次期繰越剰余金		48,931,265

(注)1. 任意積立金のうち、「物流施設設置積立金」「種苗供給確保積立金」「減損会計積立金」の積立目的、積立目標額、積立基準等は、附属明細書「会員資本」に記載しています。  
 2. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活文化改善及び園芸情報の提供に係る事業の費用に充てるための繰越額9,000,000円が含まれています。

注記表

項 目	注 記 事 項
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>(1) 棚卸資産については、最終仕入原価法に基づく低価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）で評価しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産はすべて定額法によっています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一によっています。 無形固定資産（リース資産を除く）は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(3) リース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>(4) 引当金の計上基準は次のとおりです。 ① 貸倒引当金は、債権を1分類から1V分類に区分し、予め定めている資産自己査定規程、経理規定、及び資産の償却・引き当て基準に則り計上しています。 ② 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当基準に基づく期末要支給額を計上しています。 ④ 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ⑤ 外部出資等損失引当金は、外部出資に係る損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>(5) リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>(6) 消費税・地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>(7) 記載金額は、剰余金処分案は円単位とし、その他は千円単位とし千円未満を切捨てて表示しており、金額千円未満の科目は「0」で表示しています。</p>

項 目	注 記 事 項
貸借対照表に関する注記	<p>(1) 「園芸流通センター」に係る固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額は、2,045,886千円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、普通・軽貨物自動車(4台)、普通・軽乗用車(10台)があります。 なお、これらの取引については通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、未經過リース料は1年以内3,055千円、1年超7,843千円、合計10,899千円です。</p>
退職給付に関する注記	<p>(1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 71,575千円 退職給付費用 25,909千円 退職給付の支払額 ▲19,220千円 確定給付企業年金制度への拠出金 ▲7,810千円 期末における退職給付引当金 70,453千円</p> <p>(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務 ▲312,615千円 確定給付企業年金資産 242,162千円 退職給付引当金 70,453千円 簡便法で計算した退職給付費用 25,909千円</p> <p>(4) 退職給付債務の計算基礎 退職給付債務は、退職給付規程による在職者の期末自己都合要支給額と確定給付企業年金受給者の期末責任準備金の合計により算出しています。</p> <p>(5) 特別業務負担金 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律剛則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金を含めて計上しています。</p>

監査報告

監 査 報 告 (写し)

私たち監事は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの平成30年度における理事の職務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、会長、専務、理事等から事業の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を監査しました。  
また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、連合会の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、連合会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 剰余金処分案に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成30年11月7日

高知県園芸農業協同組合連合会  
代表監事 中平紀善 印  
監事 上田一彦 印  
監事 宇賀裕生 印

〔平成30年度監査実施状況〕

監 査 期 日	監 査 対 象	監 査 従 事 者 人 員		
		監 事	補 助 員	計
平成30年3月26日、27日、28日	定期監査(上半期)	9人	16人	25人
平成30年4月9日、10日、11日	臨時監査(県外事務所)	9	4	13
平成30年8月31日	棚卸監査	3	2	5
平成30年10月23日、25日、26日	定期監査(決算監査)	9	15	24

項 目	注 記 事 項
税効果会計に関する注記	<p>なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特別業務負担金の額は6,259千円となっています。 また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特別業務負担金の総額は77,584千円(平成30年3月現在における平成44年3月までの負担金将来見込額)となっています。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 役員退職慰労引当金 9,645千円 賞与引当金 8,421千円 退職給付引当金 19,487千円 消費拡大事業預り金 5,456千円 未払事業税 3,096千円 その他 5,880千円 繰延税金資産 小計(A) 51,988千円 評価性引当額 (B) 13,871千円 繰延税金資産の純額 (A)-(B) 38,117千円</p> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 27.66% (調整) 交際費等永久に損益に算入されない項目 0.59% 租税特別措置法上の税額控除額 △0.56% 評価性引当額の増減 0.99% 住民税等の均等割額 1.32% その他 △0.54% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.46%</p>
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>(1) 現金及び現金同等物の範囲は次のとおりです。 現金及び預金勘定 1,982,253千円 定期性預金 △700,000千円 現金及び現金同等物 1,282,253千円</p>